

西野田労働基準監督署発表
平成29年8月8日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(プレス機械作業主任者にプレス機械の切替えキーを保管させなかった疑い)

平成29年8月8日、西野田労働基準監督署(署長 加藤賢二)は、下記のとおり有限会社オーケイ製作所及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 有限会社オーケイ製作所
本店所在地 大阪市西淀川区千舟
事業内容 金属プレス加工業
- (2) 同社代表取締役

2 違反条文等

労働安全衛生法違反
同法第14条
同法施行令第6条第7号
労働安全衛生規則第134条第3号
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑会社の代表取締役は、同社の業務全般を統括掌理し、労働者の安全を管理する者であるが、平成29年1月23日、動力により駆動されるプレス機械を8台有する同社本社工場において、同社労働者Aに圧力能力35トンの動力プレス機械を使用して、金具製造作業を行わせるに当たり、プレス機械作業主

任者として法定の資格を有する同社労働者B、Cが選任されており、同プレス機械及びその安全装置に、切替えキースイッチを設けていたのに、そのキーをプレス機械作業主任者のB、Cに保管させなかったものである。

4 参考事項

- (1) 平成29年1月23日、被疑会社において、労働者Aが作業を行うにあたり、自らプレス機械及びその安全装置の切替えキースイッチを何らの安全措置が講じられていない不安全な状態に設定し、金具製造作業をしていたところ、同プレス機械の金型に両手を挟まれ、両手の各1指を切断する労働災害が発生した。
- (2) 労働安全衛生法では、動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場では、法定の資格を有したプレス機械作業主任者を選任し、各切替えキースイッチのキーを保管させる等の職務を行わせなければならないと定められているが、被疑会社では、過去に当該法違反の是正勧告を受けていたのに、各切替えキーをプレス機械作業主任者に保管させていなかった。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

適用条文

労働安全衛生法第十四条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令第六条（作業主任者を選任すべき作業）

法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～六 略

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八 以下 略

労働安全衛生規則第百三十四条（プレス機械作業主任者の職務）

事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一 プレス機械及びその安全装置を点検すること。

二 プレス機械及びその安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。

四 金型の取付け、取りはずし及び調整の作業を直接指揮すること。

労働安全衛生法第百十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第

二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百四条又は第
百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一
項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又
は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した
者

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

労働安全衛生法第二百二十二条（両罰）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その
法人又は人の業務に関して、第一百六条、第一百七条、第一百九条又は第二十
条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して
も、各本条の罰金刑を科する。